

海幕経第5839号

23.7.20

一部変更

海幕経第86号

令和3年3月5日

(宛先別添のとおり。) 殿

海上幕僚監部総務部長

(公印省略)

初回試験事務処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

関連文書：海幕経第2559号（9.5.30）

添付書類：別 紙

写送付先：海上幕僚監部各部長

海上幕僚監部首席会計監査官

海上幕僚監部首席衛生官

各弾薬整備補給所長

各造修補給所長

初回試験事務処理要領

1 趣 旨

この要領は、「標準品質証拠監督・完成検査実施要領」（海幕経第2559号（9. 5. 30）別冊第3）（以下「実施要領」という。）第2項第1号クに規定する初回試験の確認のための事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この要領は、海上自衛隊において調達する調達品等で、仕様書等において要求される初回試験に適用する。

3 用語の意義

この要領において用いる用語の意義は、次に定めるもののほか、実施要領に定めるところによる。

（1）初回試験

仕様が確定している装備品等を調達するに当たり、当該装備品等の品質を確保するため初回製造の装備品等について要求する試験をいう。

（2）仕様書等

仕様書、調達要求書補足資料及び承認図をいう。

（3）適用仕様書等

前号に掲げる仕様書等及び契約相手方（下請負者を含む。）の作成する仕様書、規格等をいう。

4 初回試験実施願書

（1）主任監督官は、仕様書を確認し初回試験が要求されている場合は、契約相手方に、初回試験実施願書（付紙様式第1）に初回試験品目表（付紙様式第2）を添付して、付紙に定める初回試験実施願書等提出基準（以下「提出基準」という。）により、主任監督官等経由調達要求元部隊等の長に申請させるものとする。ただし、初回試験の要求品目が仕様書に記載されているときは、申請を必要としないものとする。

（2）調達要求元部隊等の長は、当該部隊等に所属する監督官を含む1名以上の職員に、前号により申請された初回試験実施願書を審査させた後、承認を行い、主任監督官を通じ、契約相手方に交付するものとする。

5 初回試験要領承認願書

（1）主任監督官は、初回試験実施願書が承認された場合又は初回試験の

要求品目が仕様書等に記載されている場合は、契約相手方と初回試験要領の適否について協議の上、初回試験要領承認願書（付紙様式第3）に初回試験要領（付紙様式第4）を添付して、提出基準により、主任監督官等経由調達要求元部隊等の長に申請させるものとする。ただし、必要と認めるときは、前項第1号の初回試験実施願書と同時に申請させることができる。

- （2）調達要求元部隊等の長は、当該部隊等に所属する監督官を含む1名以上の職員に、前号により申請された初回試験要領承認願書の内容を審査させた後、承認を行い、主任監督官を通じ、契約相手方に交付するものとする。

6 初回試験の審査要領

初回試験の審査は、次の各号により処置するものとする。

（1）初回試験審査実施計画

主任監督官は、適用仕様書等及び初回試験要領に基づき、初回試験品目の特性を考慮して付紙様式第5により初回試験審査実施計画表（以下「実施計画表」という。）を作成するものとする。

（2）初期確認

監督官は、次の項目について、あらかじめ点検表を作成し、これにより初期確認を行うものとする。

- ア 材料、製造工程及び方法
- イ 製造設備及び装置
- ウ 測定器材及び試験装置
- エ 試験手順書及び検査手順書
- オ 作業手順書
- カ 図面等の管理
- キ 特殊工程
- ク その他、主任監督官が必要と認めた事項

（3）試験の実施状況の確認

監督官は、実施計画表、初回試験要領及び実施要領に基づき、試験の実施状況及びその結果を確認するものとする。

なお、必要と認めた場合は、試験手順書及び検査手順書に基づき点検表を作成し、これにより確認するものとする。

（4）審査記録

監督官は、初回試験の審査結果を実施要領に規定する別紙様式第5による審査記録を使用して記録するものとする。

7 初回試験の結果及び審査結果の報告等

- (1) 主任監督官は、初回試験の結果及び審査結果が適用仕様書等及び初回試験要領に適合している場合は、契約相手方に初回試験完了届（付紙様式第6）を提出基準により主任監督官等経由調達要求元部隊等の長に提出させるものとする。
- (2) 主任監督官は、初回試験完了届を受理した場合は、その内容を審査し、調達要求元部隊等の長に報告後、初回試験完了の確認を行い、契約相手方に2部交付するものとする。

8 初回試験の完了品目の変更手続

主任監督官は、初回試験を完了した品目について、その後、契約相手方（下請負者を含む。）が品名、部品番号、適用規格（図面等を含む。）、材料、部品、半製品、製造方法等（工程及び工場移転を含む。）に変更を加えようとする場合は、その変更内容を契約相手方に届出させ、次の事項について必要な指示を行い、又は手続をとらせるものとする。

- (1) 仕様書において、調達要求元に提出することと定められている変更内容であるときは、契約相手方に変更届出書（付紙様式第7）を作成させ、提出基準により主任監督官等経由調達要求元部隊等の長に提出させるものとする。
- (2) 次の一に該当し、かつ、再試験を実施する必要があると認められるときは、次項に規定する手続によるものとする。

ア 仕様書で要求する性能及び機能に影響を及ぼすような材料又は製造方法等の変更を行ったとき。

イ 適用仕様書が修正又は改正され、装備品等の品質に関する要求条件が変更されたとき。

ウ 製品の品質が維持されているかどうか再評価する必要があるとき。

9 再試験の実施

- (1) 主任監督官は、前項第2号により再試験の実施が必要であると認めた場合は、契約相手方に、再試験実施願書（付紙様式第8）に再試験要領（付紙様式第9）を添付して、提出基準により、主任監督官等経由調達要求元部隊等の長に申請させるものとする。
- (2) 調達要求元部隊等の長は、当該部隊等に所属する監督官を含む1名以上の職員に、前号により申請された再試験の内容を審査させた後、承認を行い、主任監督官を通じ、契約相手方に交付するものとする。
- (3) 再試験の審査及びその結果の処理は第6項及び第7項の規定を準用する。この場合、「初回試験」とあるのは「再試験」と、「初回試験審査実施計画表」とあるのは「再試験審査実施計画表」と、「初回試

験要領」とあるのは「再試験要領」と、「初回試験完了届（付紙様式第6）」とあるのは「再試験完了届（付紙様式第10）」と読み替えるものとする。

10 初回試験に係る外注品監督

外注品の監督を担当する主任監督官は、初回試験の対象品目のうち外注品については、本通知を準用するものとする。

11 資料の保管等

主任監督官は、初回試験及び再試験の実施に係る資料及び初回試験完了品目の変更の経緯を明確にした資料を契約相手方に整理・保管させるものとする。

12 その他

仕様書で「一回目の試験」の用語を使用している場合にこの通知を適用するときは、「初回試験」を「一回目の試験」と読み替えるものとする。

初回試験実施願書等提出基準

提出書類	提出部数		
	契約相手方が製造する品目の場合	下請負者が製造する品目の場合	同左の場合で地方防衛局等に依頼する場合
初回試験実施願書	4	5	6
初回試験要領承認願書	4	5	6
初回試験要領	4	5	6
初回試験完了届	4	5	6
変更届出書	4	5	6
再試験実施願書	4	5	6
再試験要領	4	5	6
再試験完了届	4	5	6

- (注) 1 再下請負の場合は1部追加する。
2 提出部数は部隊の実状等に応じ、適宜変更できる。

承認 番号	
----------	--

初回試験実施願書

年 月 日

(調達要求元部隊等の長) 殿
(主任監督官等経由)

所在地
会社名
代表者名

下記の契約に基づき、別紙の品目に係る初回試験を実施したいので、承認願います。

記

- 1 調達要求 (契約) 番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 契約年月日
- 5 納 期

連絡者名
T E L

添付書類：別紙

初 回 試 験 品 目 表

項目 番号	初 回 試 験 品 名	部 品 番 号	適用仕 様書等	実 施 時 期	製 造 会 社	初回試験 の根拠等

- (注) 1 適用仕様書等欄には、適用仕様書、規格又は図面等の番号を記入する。
- 2 実施時期欄には、初回試験の実施予定期間（例 7. 22～8. 31）を記入する。また、試験を省略する場合は、「試験省略（書類審査）」と記入する。
- 3 製造会社欄には、契約相手方と製造会社が同一な場合も記入する。
- 4 初回試験の根拠等欄には、初回試験を行う具体的な根拠を記入する。
- 5 初回試験を実施する根拠又は初回試験を実施するに至った経緯、理由等を説明する資料を添付する。ただし、初回試験要領承認願書を本願書と同時に提出する場合は省略する。

承認 番号	
----------	--

初回試験要領承認願書

年 月 日

(調達要求元部隊等の長) 殿
(主任監督官等経由)

所在地
会社名
代表者名

下記の契約に基づき、別添のとおり初回試験要領を提出しますので、承認願います。

記

- 1 調達要求（契約）番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 契約年月日
- 5 納 期
- 6 初回試験実施願書承認番号
- 7 同上承認年月日

添付書類：初回試験要領

()

項目番号	主任監督官	
	確 認 名	
初回試験要領		
調達要求（契約）番号		
初回試験品名		
部品番号		
適用仕様書等		
製造会社、工場		

契約相手方
所在地
会社名
代表者名

(注 1) : 試験を実施する場合

- 1 () 欄には、契約相手方が決めた初回試験要領の整理番号を記入する。
- 2 項目番号欄には、承認された初回試験品目又は、個別仕様書で示す初回試験品目表の番号を記入する。
- 3 適用仕様書等欄には、適用仕様書等の番号を記入する。
- 4 試験要領の細部事項は別添とし、通常、次の事項を記載する。
 - (1) 適用仕様書等の番号及び名称
 - (2) 初回試験実施に係る補足事項
 - ア 初回試験の根拠
 - イ 要求事項との相違
 - ウ 試験項目の一部を省略する理由
 - エ 代表品目による場合の理由
 - オ その他
 - (3) 試験順序及び供試品数量
 - (4) 試験項目及び試験方法

項目番号、試験項目、要求基準、適用仕様書等の試験方法及び実施する試験方法
 - (5) 試験器材の名称及び主要諸元
 - (6) 試験の日程及び場所
 - (7) 添付書類
 - ア 適用仕様書等
 - イ 主要部品材料表
 - ウ 製造工程表
 - エ 図 面
 - オ 代替部品表、材料表

(注 2) : 試験を全部省略する場合

- 1 過去に実施された試験が初回試験の場合、装備品等の技術研究開発に関する訓令（昭和 50 年防衛庁訓令第 48 号）（以下「訓令第 48 号」という。）に基づき実査された試験の内容が初回試験と同一の場合又は技術確認試験等として実施した試験の内容が初回試験と同一の場合
 - (1) () 欄には、契約相手方が決めた初回試験要領の整理番号を記入する。
 - (2) 項目番号欄には、承認された初回試験品目又は、個別仕様書で示す初回試験品目表の番号を記入する。ただし、多品目を一括で記載する

場合、項目番号は不要

(3) 適用仕様書等欄には、適用仕様書等の番号又は他品目を一括で記載する場合には、「初回試験要領に係るリスト」参照」として記入する。

(4) 試験要領の細部事項は別添とし、通常、次の事項を記載する。

ア 適用仕様書等の番号及び名称

イ 初回試験省略に係る補足事項

(ア) 初回試験の根拠

(イ) 試験省略の理由

(ウ) 試験省略の根拠

ウ 初回試験省略理由書

エ 添付書類(注)

(ア) 初回試験要領承認願書

(イ) 初回試験要領(ただし、表紙のみ)

(ウ) 初回試験完了届

(エ) 初回試験成果報告書(ただし、成果の概要のみ)

(注) 訓令第48号に基づき実査された試験又は技術確認試験等として実施した試験を省略根拠とする場合は、それを根拠として添付する。

2 過去に実施された試験の内容が初回試験と同一であるが、実施した機関等が防衛省以外の国の機関等の場合又は防衛省内であっても海上自衛隊以外が実施した場合等で前項に該当しない場合

(1) () 欄には、契約相手方が決めた初回試験要領の整理番号を記入する。

(2) 項目番号欄には、承認された初回試験品目又は、個別仕様書で示す初回試験品目表の番号を記入する。

(3) 適用仕様書等欄には、適用仕様書等の番号を記入する。

(4) 試験要領の細部事項は別添とし、通常、次の事項を記載する。

ア 適用仕様書等の番号及び名称

イ 初回試験省略に係る補足事項

(ア) 初回試験の根拠

(イ) 試験省略の理由

(ウ) 試験省略の根拠

ウ 試験順序及び供試品数量

エ 試験項目及び試験方法

項目番号、試験項目、要求基準、適用仕様書等の試験方法及び実施する試験方法

オ 初回試験省略理由書

- (ア) 適用仕様書の適用版
- (イ) 初回試験省略理由
- (ウ) ○○試験要領承認願書
- (エ) ○○試験要領（ただし、表紙のみ）
- (オ) ○○試験完了届
- (カ) ○○試験成果報告書（ただし、成果の概要のみ）

カ 添付書類

- (ア) 適用仕様書等
- (イ) 主要部品材料表
- (ウ) 製造工程表
- (エ) 図 面
- (オ) 代替部品表、材料表

初回試験審査実施計画表		契約担当官等名												主任監督官				作成年月日											
契 約 又 は 製 造 会 社				実施項目・確認場所・実施状況・結果等																									
項 目 番 号 及 初 回 試 験		適用要求事項						初 期 確 認														試 験 項 目							
		下 請 負 依 頼 品	品 質 管 理	品 質 保 証				材 料	製 造 工 程	製 造 設 備	試 験 装 置	測 定 器 材	作 業 手 順 書	検 査 手 順 書	試 験 手 順 書			特殊工程						振 動 試 験	衝 撃 試 験				
																		磁 気 探 傷 検 査	浸 透 探 傷 検 査	熱 処 理									
A		B						C										D						E					
担当監督官名																													
実 施 期 間																													
実 施 頻 度																													
点 検 表 番 号																													
審 査 方 法																													
是 正 措 置																													
備 考																													

(注) 付紙様式第5記載要領

A：担当官が承認した品目表の項目番号及び初回試験品目の名称を記入する。

B：主要適用要求事項を示すものであり、下請負（外注）依頼品は、初回試験品目の構成品等で外注品監督を依頼する必要性の有無を検討すべきことを示す。

C：初期確認の主要項目を示す。

D：同 上

E：初回試験実施項目のうち、主要項目を示す。

F：所見があれば、別紙として添付し、整理保管すること。また、結果については、初回試験が完了した時点で「適合」と記入する。

その他：（1）様式余白部分で記載項目を記入し得ない場合は、別紙によるなど適当な処置をとること。

（2）該当事項は、レ印をもって識別すること。

初回試験完了届

年 月 日

(調達要求元部隊等の長) 殿
(主任監督官等経由)

所在地
会社名
代表者名

下記のとおり初回試験を完了しましたので、届出ます。

記

- 1 調達要求 (契約) 番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 初回試験品名
- 5 部品番号
- 6 初回試験要領承認番号
- 7 同上承認年月日
- 8 適用仕様書等
- 9 試験実施時期
- 10 試験結果
- 11 品目表項目番号
- 12 製造工場

主任監督官	
-------	--

(確認日 :)

変更届出書

年 月 日

(調達要求元部隊等の長) 殿
(主任監督官等経由)

所在地
会社名
代表者名

下記の初回試験完了品目について、別紙のとおり変更がありましたので、
届出ます。

記

- 1 調達要求(契約)番号
- 2 品名
- 3 初回試験品名
- 4 部品番号
- 5 適用仕様書等
- 6 初回試験要領承認番号
- 7 同上承認年月日
- 8 製造工場

主任監督官	
-------	--

(確認日:)

添付書類:「変更説明資料」

- (注) 1 「変更説明資料」には、具体的な変更内容を記載する。
2 提出部数は主任監督官の指示による。

承認 番号	
----------	--

再試験実施願書

年 月 日

(調達要求元部隊等の長) 殿
(主任監督官等経由)

所 在 地
会 社 名
代表者名

下記の契約の品目について、別紙のとおり変更がありましたので、再試験の実施及び別添の再試験要領を承認願います。

記

- 1 調達要求 (契約) 番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 契約年月日
- 5 納 期
- 6 再試験品名
- 7 部品番号
- 8 前回の初回試験要領承認番号
- 9 同上承認年月日

添付書類： 1 別紙「再試験説明資料」
2 再試験要領

(注) 別紙「再試験説明資料」には、再試験を必要とする理由、変更の経緯 (初回試験要領承認番号及び年月日を含む。)、具体的な変更内容、変更に伴う経費等を記載する。

()

項目番号	主任監督官 確認名	
再試験要領		
調達要求（契約）番号		
再試験品名		
部品番号		
適用仕様書等		
製造会社、工場		

契約相手方
所在地
会社名
代表者名

（注）記載要領は初回試験要領（付紙様式第4）に準ずる。

再試験完了届

年 月 日

(調達要求元部隊等の長) 殿
(主任監督官等経由)

所在地
会社名
代表者名

下記のとおり再試験を完了しましたので、届出ます。

記

- 1 調達要求(契約)番号
- 2 品名
- 3 数量
- 4 再試験品名
- 5 部品番号
- 6 再試験要領承認番号
- 7 同上承認年月日
- 8 適用仕様書等
- 9 試験実施時期
- 10 試験結果
- 11 製造工場

主任監督官	
-------	--

(確認日:)

(宛先)

自衛艦隊司令官

護衛艦隊司令官

航空集団司令官

潜水艦隊司令官

掃海隊群司令

各地方総監

教育航空集団司令官

練習艦隊司令官

システム通信隊群司令

警務隊司令

潜水医学実験隊司令

東京音楽隊長

東京業務隊司令

各学校長

補給本部長

艦船、航空補給処長

自衛隊大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保病院長

艦隊情報群司令

対潜支援群司令

開発隊群司令